

資料

目 次

第 1 環境基礎調査（自然的状況）	
1 地形	65
2 地質・土壤	65
3 気象	66
4 植物	67
5 動物	78
第 2 意識調査	
1 意識調査の概要	89
2 調査結果の概要	90
第 3 南三陸町環境基本条例	97
第 4 計画策定までの経過	102
第 5 計画策定の推進体制	103
第 6 南三陸町環境審議会委員名簿	104
第 7 南三陸町環境基本計画策定委員会委員名簿	105

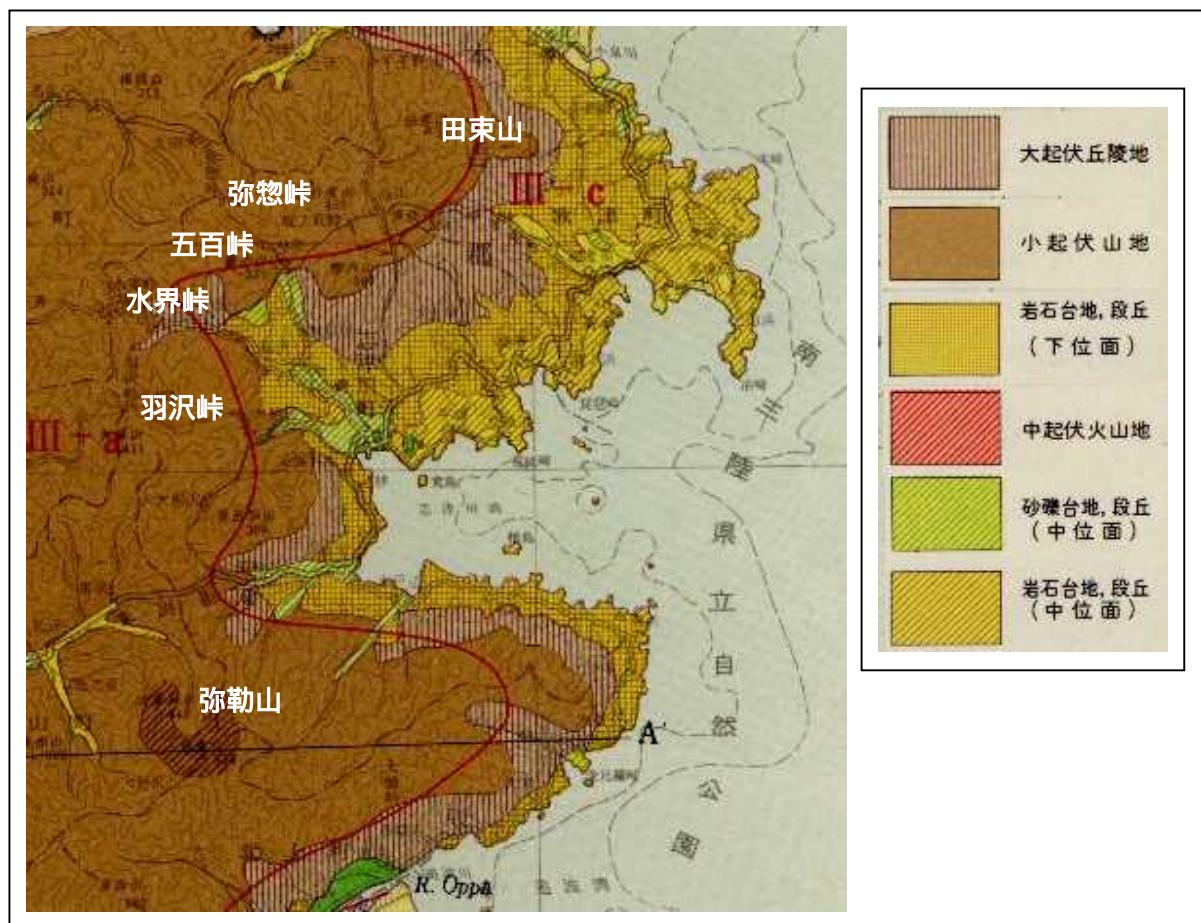
第1 環境基礎調査（自然的状況）

1 地形

本町の北東部は、北上山脈が南北に走り、田束山を連ね、自然景観の優れた観光資源に恵まれた地域です。

南東部は、太平洋に面し、三陸リアス海岸を形成する南三陸金華山国定公園の指定を受け、国定公園を代表する景観を呈するとともに、天然の良港が多く、漁業の振興を促しており、沿岸から二級河川八幡川沿いの平坦地、丘陵地にかけて農用地及び大小集落が点在します。

本町の最高点は田束山の 512.4m です。主な稜線を越える峠は、弥惣峠、五百峠、水界峠、羽沢峠などがあります。



2 地質・土壤

志津川地域の地質は古生層、中生層及び白亜紀前期の貫入岩類が大部分を占め、わずかに新第三系・第四系が分布します。中・古生層は、中部ペルム系米谷層群（粘板岩・砂質粘板岩）上部ペルム系登米層群（黒色粘板岩・細粒砂岩）三畳系稻井層群・皿貝層群（粘板岩）ジュラ系志津川層群・橋浦層群（砂質頁岩）からなっています。また白亜紀の貫入岩類がこれらを貫いて分布しています。

本町は、砂質粘板岩や花崗岩を母材とし、土色が明黄褐色から黄褐色、あるいは赤褐色を呈する土壤が出現しています。

3 気象

(1) 気温

志津川観測所における最高気温は 36.3 (昭和 60 年) 最低気温は - 12.3 (昭和 55 年・ 60 年) となっています。平均気温は 10.2 ~ 12.2 となっています。

(2) 風向・風速

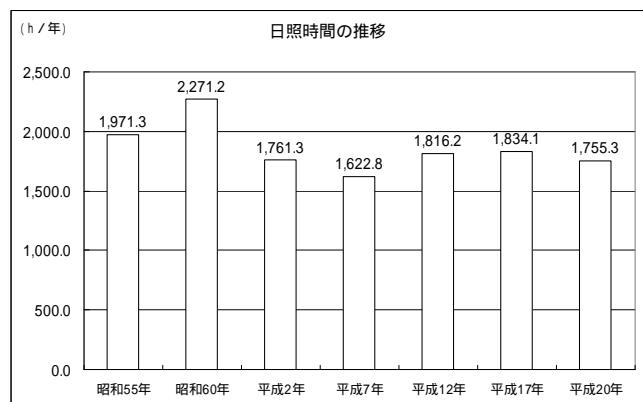
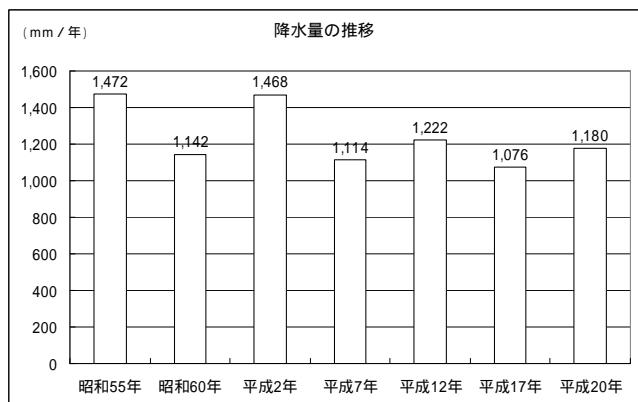
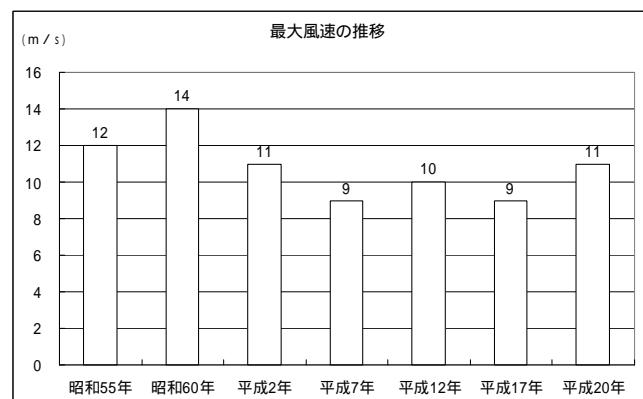
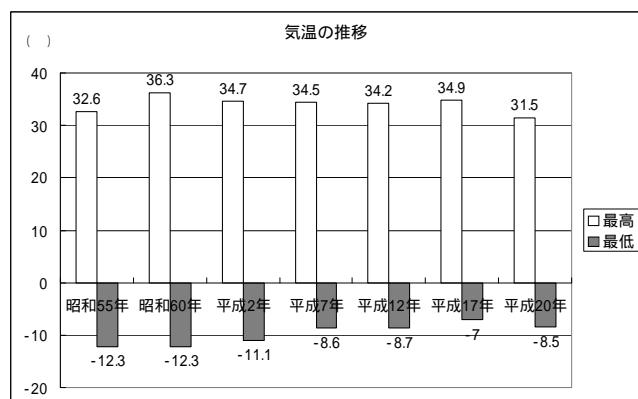
志津川観測所における最大風速は 14m/s、最多風向は西北西、西南西、西風が多くなっています。平均風速は 1.0m/s ~ 1.7m/s となっています。

(3) 降水量

志津川観測所における降水量は、最も多いのが昭和 55 年の 1,472mm、最も少ないのが平成 17 年の 1,076mm となっています。

(4) 日照時間

志津川観測所における日照時間は、最も多いのが昭和 60 年の 2,271.2 時間、最も少ないのが平成 7 年の 1,622.8 時間となっています。



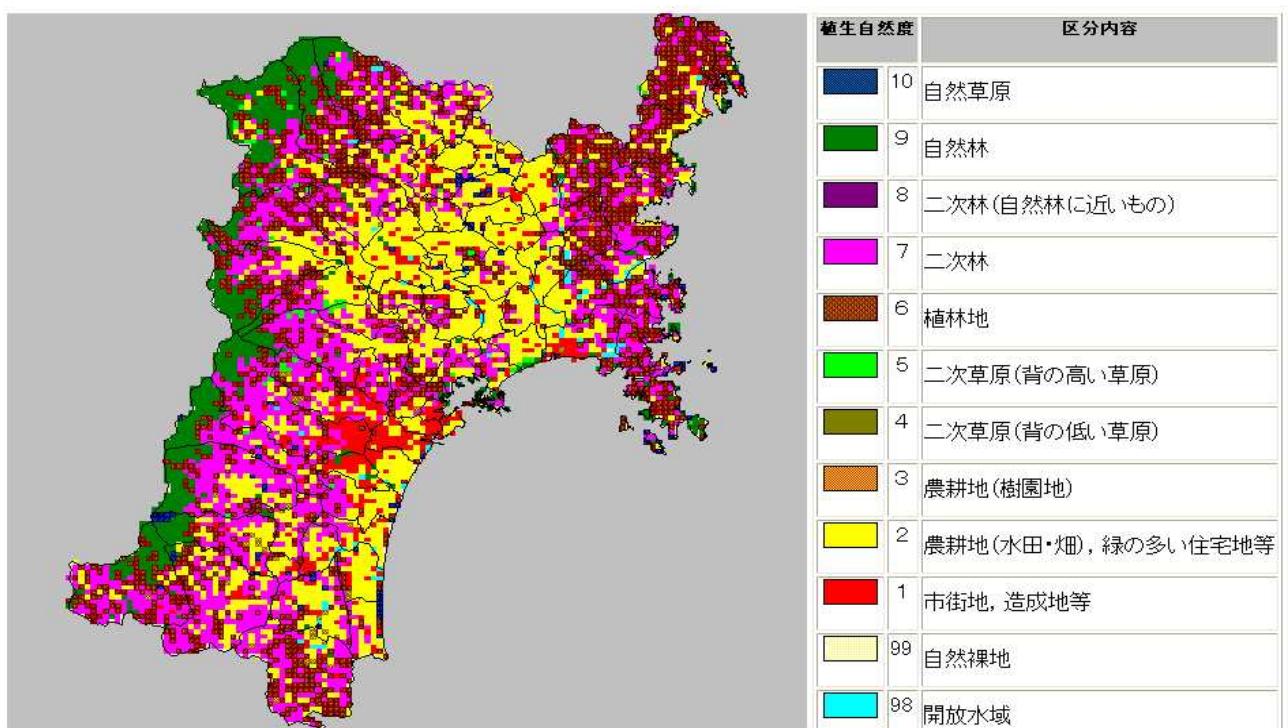
本町（志津川測候所）の気象（出典）仙台管区気象台観測資料

4 植物

(1) 植生

本町は、役場庁舎が位置する市街地区域とそれより北西に位置する入谷地区及び戸倉地区等に農耕地が存在するほかは、ほとんどが森林で占められています。

自然環境保全基礎調査（第4回調査(平成元年から平成5年度) 宮城県の植生自然度）の自然度別メッシュ図を参照すると、森林区域の割合は、自然度7の二次林と自然度6の植林地があよそ同程度の面積となっています。自然度10の自然草原は見られず、自然度9の自然林が海岸植生として一部に確認されます。



宮城県の自然植生度（出典）自然環境保全基礎調査（平成元年～5年 環境省）

(2) 貴重な植物群落

第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書(昭和53年度調査)によると、本町には4箇所に、すぐれた植生を位置付けています。

本町のすぐれた植生

名称	所在地	面積 (ha)	備考
歌津半島のタブノキ林	歌津(歌津半島南端)	2.5	南三陸金華山国定公園
歌津半島のクロマツ林	歌津(歌津半島南端)	3.0	南三陸金華山国定公園
荒島のタブノキ林	志津川字大森	2.0	南三陸金華山国定公園
椿島のタブノキ林	志津川字津の宮	20.0	南三陸金華山国定公園

(出典)第2回自然環境保全基礎調査(昭和57年 環境庁)

(3) 巨木

本町においては、各所にアカマツ、シダレヤナギ、スギ、タブノキ、イタヤカエデ、イチヨウ、ケヤキなどの巨木が存在します。中でも、荒沢神社の太郎坊杉は県指定の天然記念物に指定されています。この杉は仙台城大手門前の広瀬川の橋をかける際に切り出した杉といわれ、400年ほどたっているものといわれています。

また、大雄寺の杉並木は、寺が再建された享保年間(1717年)に植えられたと伝えられ、290年の杉並木ということになり、町指定の天然記念物となっています。

巨木の指定状況

地域	樹種名	地域	樹種名
志津川	1 アカマツ	歌津	18 ケヤキ(2本)
	2 スギ(並木)		19 スギ
	3 スギ(並木)		20 カツラ
	4 スギ(並木)		21 アカマツ
	5 シダレヤナギ		22 スギ
	6 スギ		23 サワラ
	7 タブノキ		24 クロマツ
	8 イタヤカエデ		25 スギ(7本)
	9 イチヨウ		26 スギ(樹林)
	10 カヤ・スギ(並木)		27 クロマツ
	11 イチヨウ・スギ(並木)		
	12 スギ(並木)		
	13 スギ(並木)		
	14 スギ(並木)		
	15 スギ(並木)		
	16 ケヤキ		
	17 タブノキ		

(出典)第4回自然環境保全基礎調査(平成2年 環境庁)

(4) 植物相

植物相については、宮城県植物目録 2000 ほかを参照し、本町の産地とされている確認箇所を検索し、目録を作成した。その結果、シダ植物については、7科 27種、種子植物については、72科 259種を確認しました。また、重要な植物として 9種を確認しました。

また、海域の海草・海藻に関しては、南三陸町自然環境活用センターの調査結果により、21目 36科 93種の海草・海藻を確認しています。

本町の植物相

分類	科数	種数
シダ植物	7	27
種子植物		
裸子植物	2	3
被子植物		
双子葉植物	59	192
單子葉植物	11	64
合計	79	286

[重要な植物の選定基準]

- ・文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
 - ・特別天然記念物
 - ・天然記念物
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 - （平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
 - ・国内希少野生動植物
 - ・国際希少野生動植物
 - ・緊急指定種
 - ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 及び植物 のレッドリストの見直しについて（平成 19 年 環境省報道発表資料）
 - 鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて
 - （平成 18 年 環境省報道発表資料）
- ・宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドデータブック - （平成 13 年 宮城県）

重要な植物種一覧表

確認種					
タデ科	ノダイオウ			NT	要注目種
ナデシコ科	タチハコベ			VU	要注目種
マメ科	ヤハズエンドウ				要注目種
モチノキ科	モチノキ				要注目種
シソ科	フトボナギナタコウジュ				要注目種
ヒルムシロ科	イトモ			NT	要注目種
イバラモ科	イトトリゲモ			NT	NT
	サガミトリゲモ			VU	VU
イネ科	ミチシバ				VU

参考資料：宮城県植物目録 2000 平成 13 年 宮城植物の会・宮城県植物誌編集委員会
 自然環境保全基礎調査（第 3 回調査結果）昭和 63 年 環境庁
 東浜地域開発に係る環境影響評価結果書 平成 11 年 志津川町

選定基準 環境省レッドリストの評価カテゴリー

- VU (絶滅危惧 類)

絶滅の危機が増大している種。

- NT (準絶滅危惧)

現時点では絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。

選定基準 宮城県レッドデータブックの評価カテゴリー

- VU (絶滅危惧 類)

宮城県において絶滅の危機が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 類」のランクに移行することが確実と考えられる種。

- NT (準絶滅危惧)

宮城県において存在基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」としての上位に移行する要素を有するもの。

- 要注目種

宮城県独自のカテゴリー。現時点で普通に見られるものの、特徴ある生育状況等により注目すべき種。(隔離分布種、分布北限・南限種、基準産地種、その他)

(5) 日本の重要湿地 500

陸域から海域にかけて分布する湿地は、多様で豊富な生物が生息し、生物多様性を保全する上で重要な場となっています。このようなことから、環境省は、平成 11 年第 7 回ラムサール条約締結国会議で登録湿地を倍増する決議がなされることを踏まえ、湿地保全施策の基礎資料を得るために、国内 500 箇所の重要な湿地を選定しました。

この重要湿地の選定において、志津川湾の藻場が選ばれています。志津川湾の藻場は、アマモ、タチアマモ、スゲアマモ、スガモの 4 種のアマモ場が生育しているほか、コンブ場、アラメ場、ガラモ場の 4 タイプの藻場が良く発達しています。また、コンブとアラメが混生する大変貴重な場所として評価されています。

湿地とは、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁などが含まれます。

貴重な植物種（1）

ノダイオウ



タチハコベ



ヤハズエンドウ



モチノキ



フトボナギナタコウジュ



イトモ



貴重な植物種（2）

サガミトリゲモ



イトリゲモ



ミチシバ



(6) 海藻・海草

ア 海藻

緑藻綱		
アオサ目	アオサ科	ボウアオノリ、ウスバアオノリ、シワヒトエグサ、ナガアオサ、アナアオサ
シオグサ目	シオグサ科	ホソジュズモ、タマジュズモ、フトジュズモ、ツヤナシシオグサ、アサミドリシオグサ
ミル目	ミル科	ミル、ハイミルモドキ
ハネモ目	ハネモ科	ハネモ

褐藻綱		
イソガワラ目	イソガワラ科	マツモ、イソイワタケ
アミジグサ目	アミジグサ科	エゾヤハズ、フクリンアミジ、アミジグサ
ナガマツモ目	ナガマツモ科	クロモ、イシモズク、フトモズク
	ネバリモ科	ネバリモ、シワノカワ
カヤモノリ目	カヤモノリ科	ワタモ、フクロノリ、イワヒゲ、セイヨウハバノリ、カヤモノリ
ウルシグサ目	ウルシグサ科	ウルシグサ
コンブ目	チガイソ科	チガイソ、ワカメ
	コンブ科	アラメ、マコンブ

褐藻綱		
ヒバマタ目	ホンダワラ科	フシスジモク、ヒジキ、アカモク、トゲモク、ウミトラノオ、エゾノネジモク

紅藻綱		
ウシケノリ目	ウシケノリ科	ベンテンアマノリ、ウップルレイノリ
ダルス目	ダルス科	ダルス
ウミゾウメン目	ウミゾウメン科	ウミゾウメン
サンゴモ目	サンゴモ科	エゾシコロ、ピリヒバ
テングサ目	テングサ科	マクサ
カギノリ目	カギノリ科	カギノリ
スギノリ目	リュウモンソウ科	ヘラリュウモン、アカバ
	フノリ科	フクロフノリ
	スギノリ科	カイノリ、オオバツノマタ、マルバツノマタ、ツノマタ、イボツノマタ、クロハギンナンソウ、アカバギンナンソウ
	ムカデノリ科	ムカデノリ、マツノリ、タンバノリ、フダラク、ヒラムカデ、ツルツル、ムカデノリ
	イバラノリ科	イバラノリ
	オキツノリ科	オキツノリ、ハリガネ

紅藻綱		
スギノリ目	ユカリ科	ユカリ
	ナミノハナ科	ナミノハナ
	カレキグサ科	カレキグサ
オゴノリ目	オゴノリ科	カバノリ
		オゴノリ
マサゴシバリ目	フシツナギ科	フシツナギ、コスジフシツナギ
	マサゴシバリ科	タオヤギソウ、アナダルス
イギス目	イギス	アミクサ、エゴノリ

	ダジア科	シマダジア
	コノハノリ科	スジウスバノリ、カギウスバノリ、ヌメハノリ、スズシロノリ
	フジマツモ科	ユナ、ヤナギノリ、ウラソゾ、ハネソゾ、モロイトグサ、ショウジヨウケノリ、イソムラサキ

イ 海草

単子葉植物		
オモダカ目	アマモ科	スガモ、スゲアマモ、タチアマモ、アマモ、スガモ

海藻・海草

ボウアオノリ



ウスバアオノリ



フトジュズモ



ミル



エゾヤハズ



クロモ



フクロノリ



ヒジキ



マクサ



ムカデノリ



タンバノリ



ツルツル



ナミノハナ



ハネソゾ



スゲアマモ



アマモ



5 動物

動物相については、自然環境保全基礎調査等より、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類について検索した結果、37 目 135 科 1,114 種を確認しました。

また、海洋生物に関しては、南三陸町自然環境活用センターの資料より、刺胞動物、環形動物、軟体動物等 65 目 164 科 310 種を確認しました。なお、荒島、折立等 6 地点で調査を実施しています。

本町の動物相

・陸域の動物

	目	科	種
哺乳類	7	13	27
鳥類	15	34	127
両生類	2	6	11
爬虫類	1	4	8
昆虫類	4	62	895
魚類	8	16	46
計	37	135	1,114

魚類は汽水域を含む

・海域の動物

	目	科	種
刺胞動物	6	9	14
環形動物	9	12	17
軟体動物	17	46	97
節足動物（甲殻類）	6	44	81
棘皮動物	9	10	15
尾索動物	3	9	20
脊椎動物（魚類）	7	20	45
その他（カズムシ、コケムシ等）	8	14	21
計	65	164	310

本町において確認された動物種の中で、下記の選定基準に基づき確認種と対照すると、哺乳類 4 種、鳥類 33 種、両生類 4 種、爬虫類 1 種、昆虫類 50 種、魚類 8 種が重要な動物として抽出されました。

重要な動物種一覧表

区分	重要な確認種
哺乳類	ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ニホンザル、ニホンカモシカ
鳥類	コクガン、マガソ、ヒシクイ、ヒメウ、ヨシゴイ、チュウサギ、ミサゴ、ハチクマ、オシドリ、オオワシ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、サシバ、イヌワシ、ハヤブサ、クイナ、オオバン、ホウロクシギ、コアジサシ、ウミガラス、ウミスズメ、ウトウ、オオコノハズク、アオバズク、フクロウ、ヨタカ、アカショウビン、コシアカツバメ、サンショウクイ、チゴモズ、アカモズ、ノジコ
両生類	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、イモリ、ニホンアカガエル
爬虫類	シロマダラ
昆虫類	オオセスジイトトンボ、タガメ、カワラハンミョウ、コハンミョウ、エゾカタビロオサムシ、ホソアカガネオサムシ、キタカブリ、セアカオサムシ、キュウシュウツヤゴモクムシ、クロボシヒラタシデムシ、ヒラタクワガタ、オオセンチコガネ、ゴホンダイコクコガネ、シナノエンマコガネ、アオスジカミキリ、キボシカミキリ、ハスオビヒゲナガカミキリ、ゲンジボタル、ヒトスジオオメイガ、ゼニガサミズメイガ、キバネセセリ、アオバセセリ、ギンイチモンジセセリ、コキマダラセセリ、ミヤマチャバネセセリ、チャバネセセリ、ヘリグロチャバネセセリ、スジグロチャバネセセリ、ジャコウアゲハ、ヒメギフチョウ、ミヤマカラスアゲハ、ツマキチョウ、ヒメシロチョウ、コツバメ、クロミドリシジミ、ミヤマカラスシジミ、ウラギンシジミ、テングチョウ、ミスジチョウ、ホシミスジ、エルタテハ、オオムラサキ、スカシカギバ、ホソバトガリナミシャク、モンホソバスズメ、ヒメスズメ、イブキスズメ、アカシャチホコ、モンクロギンシャチホコ、チビクロアツバ
魚類	ウナギ、ヤマメ、ハス、キンブナ、タナゴ、ゼニタナゴ、メダカ、シロウオ

[重要な動物の選定基準]

- . 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
 - ・特別天然記念物
 - ・天然記念物
- . 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 - （平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
 - ・国内希少野生動植物
 - ・国際希少野生動植物
 - ・緊急指定種
- . 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 及び植物 のレッドリストの見直しについて（平成 19 年 環境省報道発表資料）
 - 鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて
 - （平成 18 年 環境省報道発表資料）
- . 宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドデータブック - （平成 13 年 宮城県）

参考資料：自然環境保全基礎調査（第 3 回、第 4 回、第 5 回調査結果） 環境庁

宮城県の哺乳類 平成 8 年 宮城野野生生物研究会

宮城県の両生類・は虫類 平成 12 年 宮城野野生生物研究会

宮城県の鳥類分布 平成 14 年 財団法人 日本野鳥の会宮城県支部

宮城県の甲虫 平成元年 日本鞘翅学会

宮城県の鱗翅類 昭和 48 年 日本蛾類学会

貴重な動物種（哺乳類）

ヒナコウモリ



ニホンザル



ニホンカモシカ



ヤマコウモリ



貴重な動物種（鳥類）

ヨシゴイ



チュウサギ



ハイタカ



サシバ



貴重な動物種（鳥類）

イヌワシ



チゴモズ



貴重な動物種（両生類）

トウホクサンショウウオ



クロサンショウウオ



イモリ



ニホンアカガエル



貴重な動物種（爬虫類）

シロマダラ



貴重な動物種（昆虫類）

オオセスジイトンボ



タガメ



キタカブリ



ゲンジボタル



ギンイチモンジセセリ



ジャコウアゲハ



ヒメギフチョウ



オオムラサキ



貴重な動物種（昆虫類）

ヒメシロチョウ



イブキスズメ



貴重な動物種（魚類）

ヤマメ



ハス



タナゴ



キンブナ



ゼニタナゴ



メダカ



海洋生物

カミクラゲ



ミズクラゲ



ミドリイソギンチャク



ウスマメホネナシサンゴ



カクレウロコムシ



オトヒメゴカイ



ケハダウミケムシ



エラコ



ヒザラガイ



エゾアワビ



アメフラシ



アオウミウシ



イソシジミ



アズマニシキ



ヒメイカ



ミズダコ



アカフジツボ



カメノテ



フナムシ



テッポウエビ



メンコガニ



ホンヤドカリ



イシガニ



アカイソガニ



イトマキヒトデ



タコヒトデ



バフンウニ



マナマコ



マンジュウボヤ



イタボヤ



オオサルパ



コモンカスペ



タツノオトシゴ



アイナメ



ニジカジカ



オコゼカジカ



スナビクニン



アゴハゼ



マコガレイ



カワハギ



第2 意識調査

1 意識調査の概要

(1) 調査の目的

本町における環境や環境保全、環境施策に対する住民、事業者等のニーズを把握するため、意識調査を行いました。

(2) 調査対象者

町民、小中学生、事業者、町外居住者を調査対象としました。

(3) 調査項目

町民、事業者及び児童・生徒意識調査では、身の回りの環境、町の環境政策、日ごろの環境にやさしい行動、地球環境や地域の環境問題、環境活動への取り組み、環境行政や事業者の環境に対する取り組みについて調査しました。

事業者意識調査では、環境と経営、環境への取り組み、環境対策や ISO14001 認証の取り組み、社会貢献活動等の状況を調査しました。

(4) 調査方法

町民は、町内の18歳以上の男女1,100人を無作為に抽出し、行政区長が配布し、郵送により回収を行いました。

事業者は、無作為に100事業所を抽出し、郵送による配布、回収を行いました。

児童・生徒は、調査対象を小学5年生、中学2年生とし、学校内で配布、回収を行いました。

(5) 回収状況

調査票の回収状況は以下のとおりです。

意識調査の回収状況

区分	配布数	回収数	回収率(%)
町民	1,100	545	49.55
事業者	100	50	50.00
児童	180	180	100.00
生徒	193	193	100.00
町外居住者	42	25	59.52

2 調査結果の概要

(1) 設問と回答

町民意識調査の設問は下表のとおりです。児童・生徒意識調査も同様の設問を設定しました。

事業者意識調査は、環境ビジネスや、環境教育、社会貢献活動などの設問を設定しました。

町民、事業所、児童・生徒、町外居住者で共通の設問を主体毎に集計すると、次のような回答の分布がみられました。

意識調査の設問と回答結果

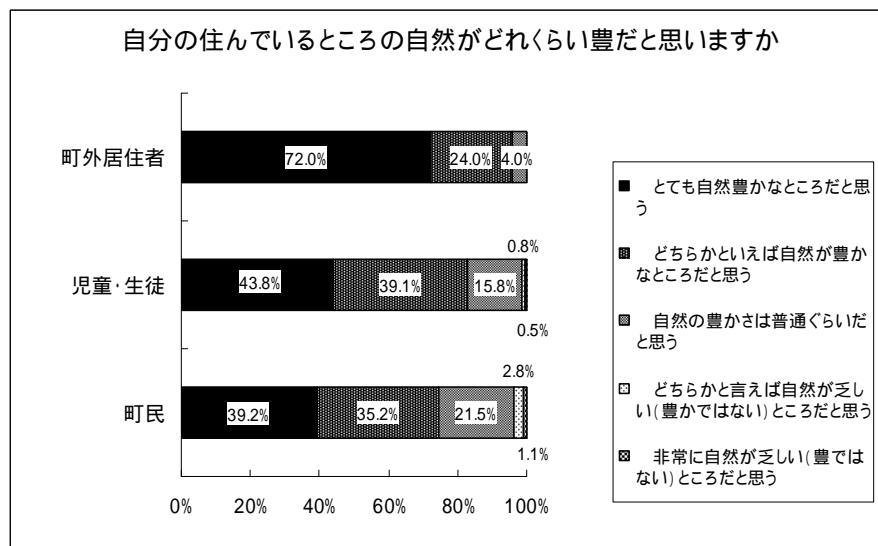
意識調査の設問(町民)	回答結果の掲載
問 1 はじめに、あなたの性別を答えてください。	-
問 2 あなたのお住まいの地域は、次のどちらですか。	-
問 3 あなたの年齢は、次のうちどれですか。	-
問 4 あなたは、自分の住んでいるところの自然がどれぐらい豊かだと思いますか。	P 91 (町民 児童・生徒 町外居住者)
問 5 あなたは、自分の住んでいるところがどれぐらい発展していると思いますか。	P 91 (町民 町外居住者)
問 6 あなたは、あなたの子どもの頃と現在を比べて、周辺地域の環境がどう変わったと思いますか。	P 92 (町民 町外居住者)
問 7 あなたは、南三陸町がこれからしばらくの間、環境と開発のどちらにより力を入れるべきだと思いますか。	P 92 (町民 事業所 町外居住者)
問 8 あなたは、南三陸町では環境と産業(経済)のどちらを優先すべきだと思いますか。	P 93 (町民 事業所 児童・生徒 町外居住者)
問 9 あなたの環境への重視度と満足度を教えてください。	-
問 10 あなたは、南三陸町の環境対策の中で、最も急いで進めるべきものは何だと考えていますか。	P 93 (町民 事業所 町外居住者)
問 11 南三陸町では、環境と調和したまちづくりの一つとして資源循環型社会の形成を目指していますが、あなたは循環型社会についてどの程度知っていますか。(自分の考えに最も近いと思う番号を回答欄に1つ記入してください。)	-
問 12 あなたは、南三陸町の環境行政に最も望むことは何ですか。	P 94 (町民 事業所 町外居住者)
問 13 あなたは、日ごろの生活で環境にやさしい(配慮をしている)方だと思いますか。	P 94 (町民 児童・生徒)
問 14 あなたは、資源ごみを回収できるようにほかのごみと分けていますか。	P 95 (町民 事業所 児童・生徒)
問 15 最近、地球温暖化が問題になっていますが、あなたは地球温暖化についてどれくらい知っていますか。	P 95 (町民 児童・生徒)
問 16 あなたは、買い物をする時、エコマークのついた商品など、環境にやさしい商品を選んでいますか。	P 96 (町民 児童・生徒)
問 17 あなたは、環境問題等に关心があるかを教えてください。	-
問 18 あなたは、家族や仲間などといっしょに、環境を守る活動に取り組んでみたいと思いますか。	P 96 (町民 児童・生徒)
問 19 環境問題、環境行政(循環型社会・自然環境保全など)に関して、ご意見やご要望がありましたらご記入ください。	-

(2) 調査結果

ア あなたは自分の住んでいるところの自然がどれくらい豊かだと思いますか(問4)

「とても自然が豊かなところだと思う」という回答は町民が39.2%でしたが、児童は43.8%、町外居住者は72.0%と町民に比べ高い回答でした。

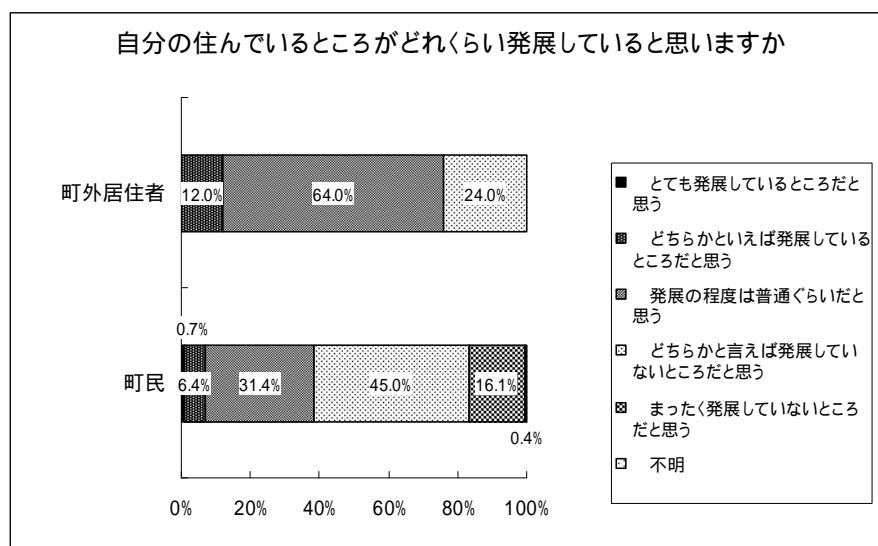
「とても自然が豊かなところだと思う」「どちらかといえば自然が豊かなところだと思う」という回答は町民が74.4%、児童・生徒が82.9%、町外居住者が96.0%となっており、南三陸町は自然豊かなところだとする意識が多くなっています。



イ あなたは自分の住んでいるところがどれくらい発展していると思いますか(問5)

「とても発展している」「どちらかといえば発展しているところだと思う」「発展の程度は普通ぐらいだと思う」という回答が38.5%(町民)、「どちらかといえば発展していないところだと思う」「まったく発展していないところだと思う」という回答が61.1%(町民)となっています。

本町の発展の度合いは低いとする町民が多くなっています。それに比し、町外居住者は「発展の程度は普通ぐらいだと思う」とする回答が64.0%と町民に比し多くなっています。

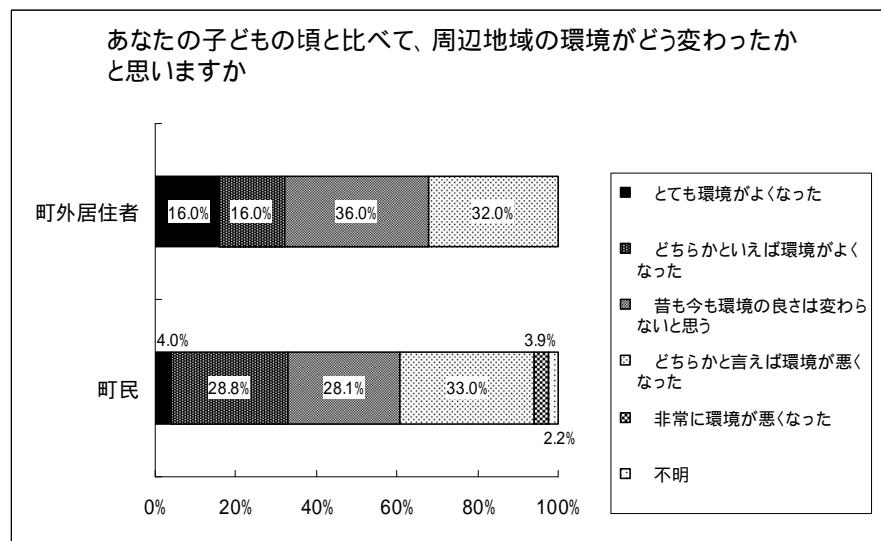


ウ あなたは、あなたの子どもの頃と比べて、周辺地域の環境がどう変わったかと思いますか(問6)

「とても環境が良くなったと思う。」「どちらかといえば環境が良くなったと思う。」「昔も今も環境の良さは変わらないと思う。」という回答が 60.9% (町民) に達しているのに対し、「どちらかといえば環境が悪くなったと思う。」「非常に環境が悪くなったと思う。」という回答は 36.9% (町民) になっています。

このことから、本町の環境が昔と比べ変わらない、良くなったとする町民が多くなっていますが、最も多い回答は「どちらかといえば環境が悪くなった」とする回答が多くなっています。

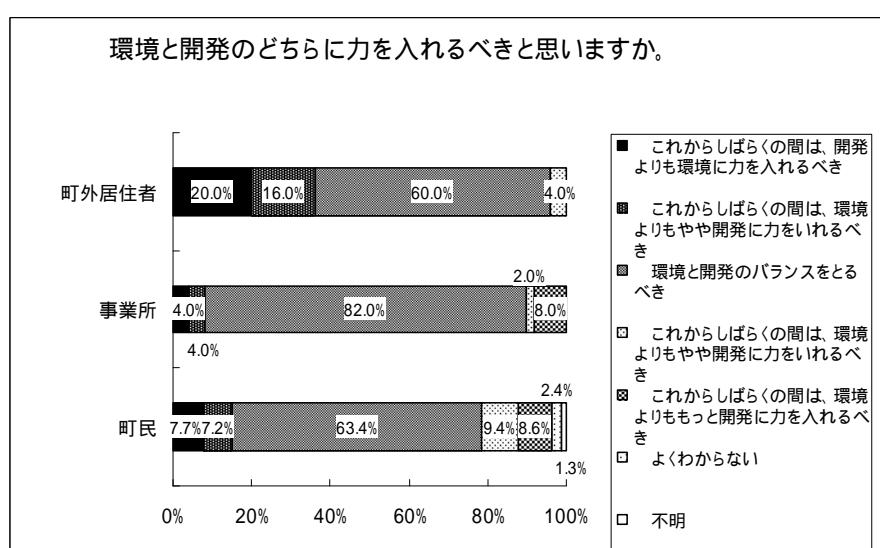
町外居住者は「昔も今も環境の良さは変わらないと思う」とする回答が多くなっています。



工 南三陸町がこれからしばらくの間、環境と開発のどちらに力を入れるべきだと思いますか(問7)

「環境と開発のバランスをとるべき」という回答が各主体ともに最も多く、町民は 63.4%、事業所は 82.0%、町外居住者は 60.0% となっています。

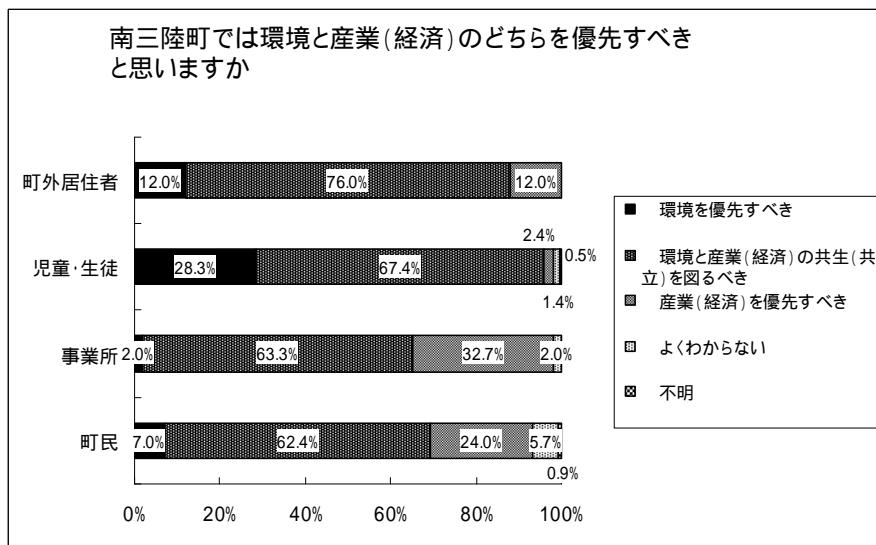
「これからしばらくの間は、開発よりももっと環境に力を入れるべき。」「これからしばらくの間はやや環境に力を入れるべき。」という回答を合わせると、町民は 78.3%、事業者は 90.0%、町外居住者は 96.0% を占めており、開発から環境に力を入れることが必要とする意識が多いものと考えられます。



才 南三陸町では環境と産業（経済）のどちらを優先すべきだと思いますか（問8）

「環境と産業（経済）の共生（共立）を図るべき」という回答が各主体ともに最も多く、町民は62.4%、事業所は63.3%、児童・生徒は67.4%、町外居住者は76.0%となっています。

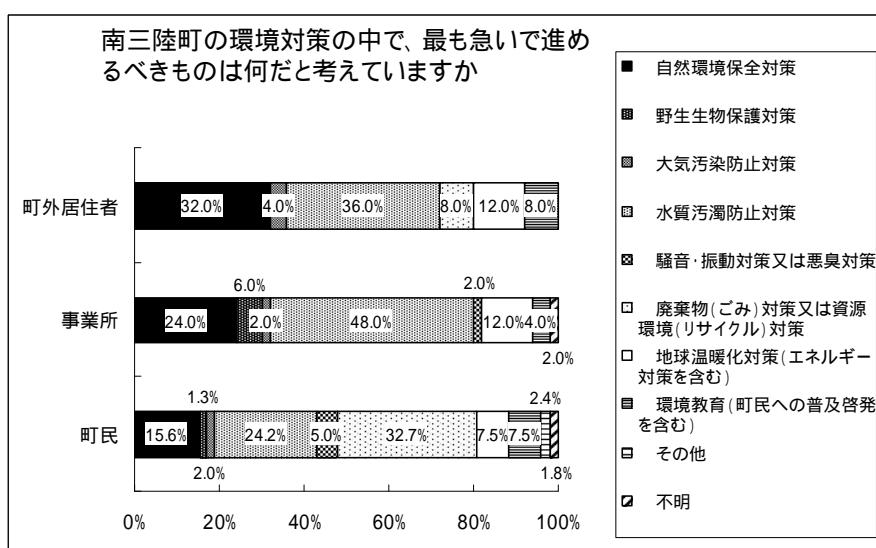
次いで多いのは町民、事業所が「産業（経済）を優先すべき」となっていますが、児童・生徒は「環境を優先すべき」となっています。町外居住者は「産業（経済）を優先すべき」と「環境を優先すべき」が同位となっています。



力 南三陸町の環境対策の中で、最も急いで進めるべきものは何だと考えていますか（問10）

本町の環境対策の中で最も急いで進めるべきものとして、町民は、「廃棄物（ごみ）対策又は資源環境（リサイクル）対策」が32.7%、「水質汚濁防止対策」が24.2%、「自然環境保全対策」が15.6%という順に回答しています。

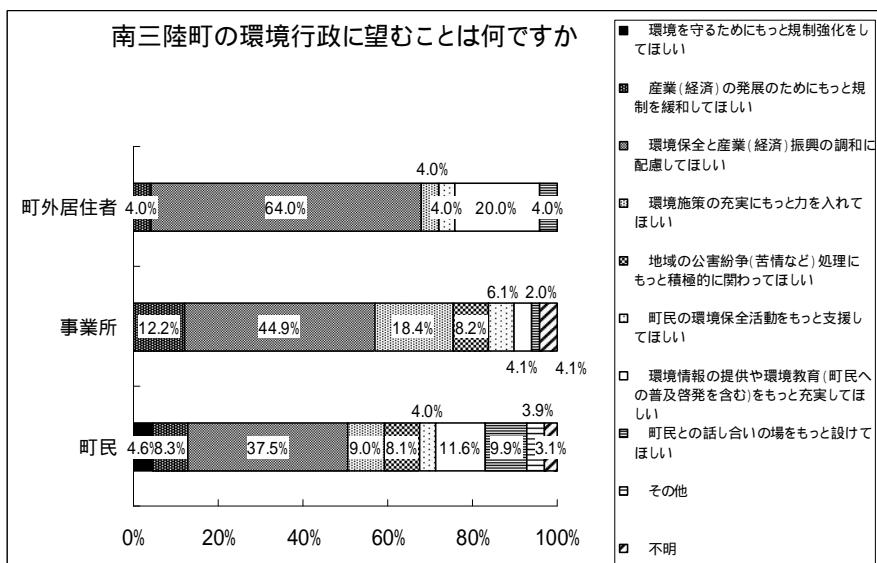
事業所と町外居住者は「水質汚濁防止対策」が一位、「自然環境保全対策」が二位となっています。特に事業所は「水質汚濁防止対策」が48.0%と半数近くが回答しています。



キ 南三陸町の環境行政に望むことは何ですか（問12）

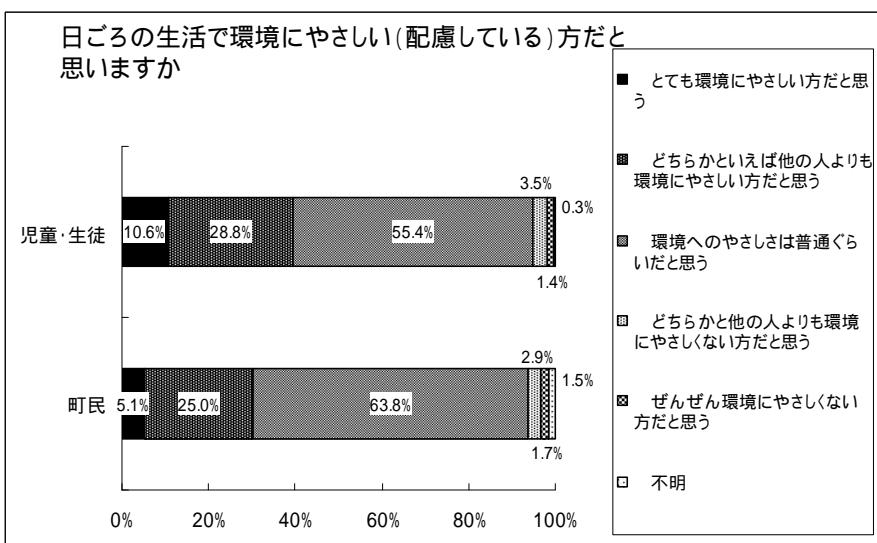
本町の環境行政に最も望むことについて、各主体とも、「環境保全と産業（経済）振興の調和に配慮してほしい。」が一位となっています。

町民と町外居住者は「環境情報の提供や環境教育（町民への普及啓発を含む）をもっと充実してほしい」が二位となっていますが、事業所は「環境施策の充実にもっと力を入れてほしい」が二位となっています。



ク 日ごろの生活で環境にやさしい（配慮している）方だと思いますか（問13）

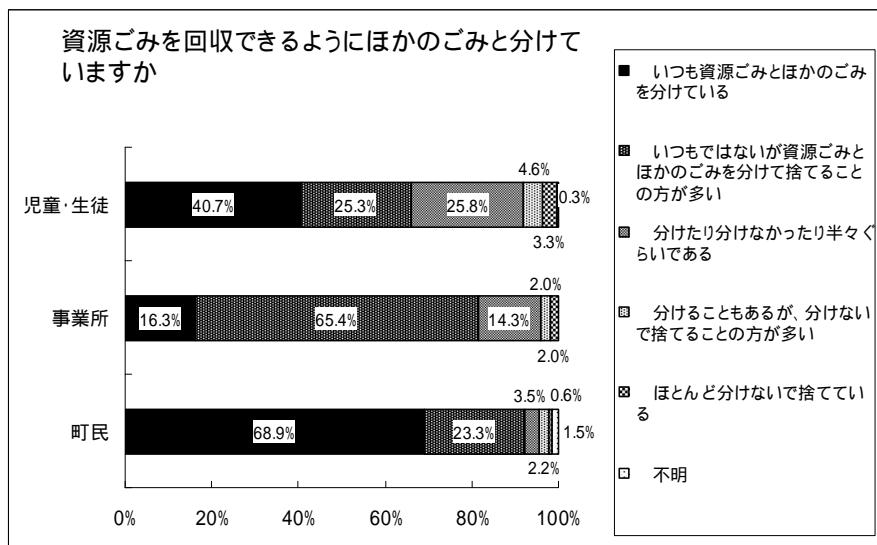
日ごろの生活で環境にやさしい（配慮している）ことについて、町民は、「環境へのやさしさは普通くらいだと思う。」が 63.8%と最も多く回答しています。「とても環境にやさしい方だと思う。」「どちらかといえば他の人よりも環境にやさしい方だと思う。」を合わせると 93.9%の回答となっています。児童・生徒も同様の傾向となっています。



ケ 資源ごみを回収できるようにほかのごみと分けていますか（問14）

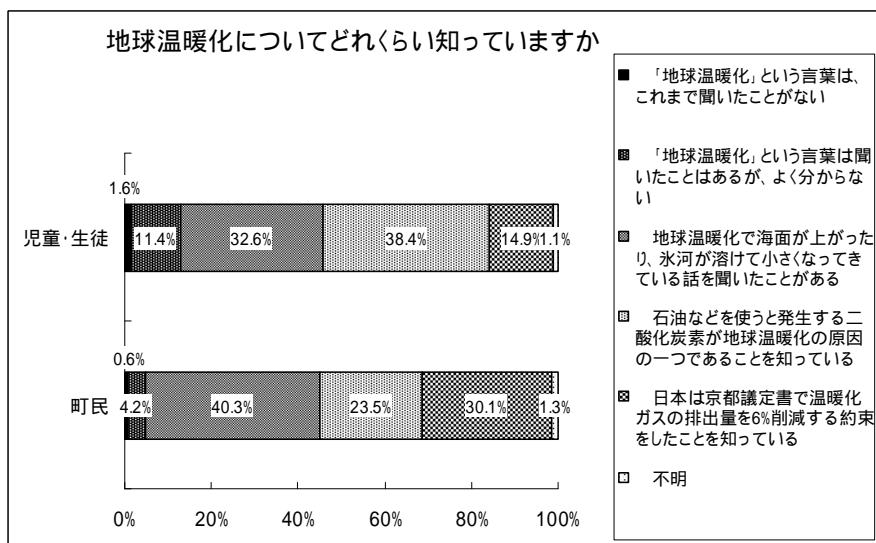
資源ごみの分別については、「いつも資源ごみとほかのごみを分けている」とする回答は、町民が 68.9%と高い比率になっています。児童・生徒も同様の傾向にありますが、町民に比べ、40.7%と低い比率になっています。

事業者は「いつもではないが資源ごみとほかのごみを分けて捨てることが多い」とする回答が 65.4%と高い比率になっています。



コ 地球温暖化が問題になっていますが、地球温暖化についてどれくらい知っていますか（問15）

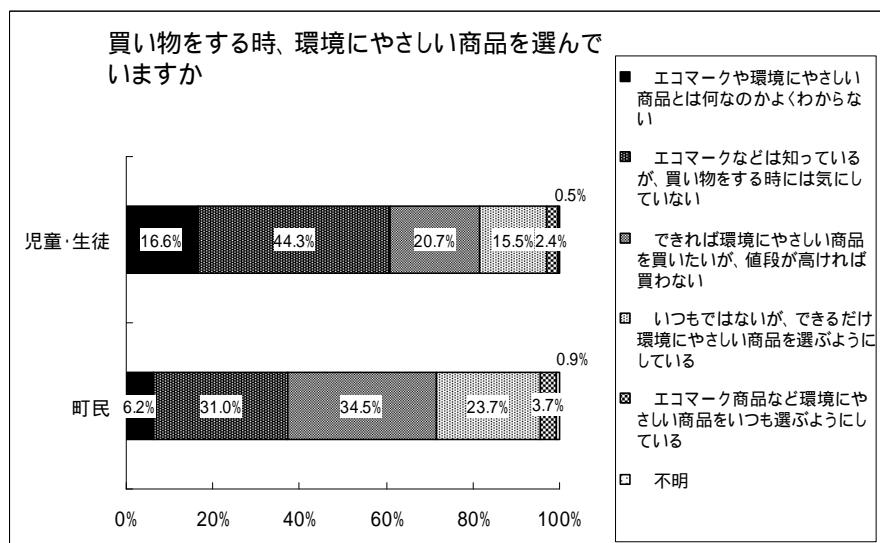
地球温暖化の問題については、「地球温暖化という言葉は、これまで聞いたことがない」、「地球温暖化という言葉は聞いたことはあるが、よく分からない」と回答したのは、町民が 4.8%、児童・生徒が 13.0%となっており、地球温暖化の問題意識が高いといえます。



サ 買い物をする時、エコマークのついた商品など、環境にやさしい商品を選んでいますか（問16）

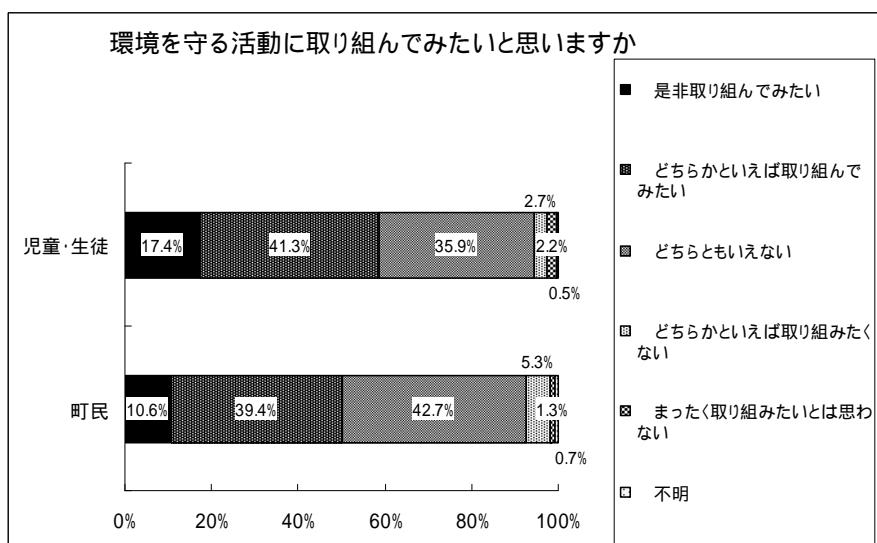
環境にやさしい商品の選択については、「エコマークや環境にやさしい商品とは何なのかわからない」との回答が町民は 6.2%と低く、環境に配慮した商品の意識の高さを示しています。

「エコマークなどは知っているが、買い物をする時には気にしていない」、「できれば環境にやさしい商品を買いたいが、値段が高ければ買わない」、「いつもではないが、できるだけ環境にやさしい商品を選ぶようにしている」と、回答が大きく 3 つに分かれました。



シ 家族や仲間などといっしょに、環境を守る活動に取り組んでみたいと思いますか（問18）

環境を守る活動への取り組みについては、「是非取り組んでみたい」、「どちらかといえば取り組んでみたい」との回答は、町民が 50.0%、児童・生徒 58.7%と活動への参加意識の強さを示しています。



第3 南三陸町環境基本条例

〔平成17年10月1日
条例第118号〕

目次

前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条 第24条)

第3章 環境審議会(第25条 第29条)

第4章 雜則(第30条)

附則

南三陸町は、西に北上山地から連なる緑の山々を配し、東には青く透きとおる太平洋が開け、三陸地方特有のリアス式海岸は、私たちの生活の糧を得る生産の場であるとともに町民の生活の舞台である。

この豊かな森と海の恵みの中で、私たちは、人と自然との共生を常に求め、自然を大切に伝統文化を守り、安らぎと活力のあるまちづくりを進めてきた。

しかし、近年の飛躍的な社会経済活動の進展は、町民生活の利便性を向上させた反面、資源及びエネルギーの大量消費がなされ環境への負荷は、自浄能力をはるかに超え動植物の生態系が微妙に変化するなど自然環境が破壊され、これが地域のみならず地球的規模で広がりを見せており、更には人類の生産基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、今、地球に生きる人間として、また、ふるさとを愛する町民として、自然との対話と交流を図りながら、環境のもたらす恵みに思いをし、環境の保全及び創造に努めるという新しい価値観に支えられた暮らしの道筋を立てる必要がある。

私たちは、ふるさとの自然の美しさや豊かさを将来にわたって後世に残すよう、その環境を保全する責任と義務を担っており、あらゆる活動において環境に配慮しながら、次世代へ豊かな自然環境を引き継いでいく重大な使命を有している。

このような認識の下に、私たちは町、事業者及び町民すべての者の協働によって、豊かで恵まれた自然環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊かで美しいふるさと南三陸の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定める事により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が健康で文化的な生活ができ、人と自然が共に生き続けることができる良好な環境を創造し、次の世代に引き継いで行くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の低下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で明るく楽しく快適な生活を営むことができるよう、人と自然が共生できるふるさとを構築し、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、その施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境汚染の防止並びに環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、町の環境施策の推進に積極的に協力しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、地域の特性を生かした環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活活動が環境を損なうことがないよう努めるとともに、町の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、海域、河川、水辺、森林、農地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取組への貢献に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、南三陸町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方針
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な方法をとるとともに、南三陸町環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聽かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 町長は、毎年度、環境の状況、町が実施した環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境への配慮)

第 10 条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮し、環境の負荷の低減のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民環境週間)

第 11 条 町民及び事業者の間に、広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、南三陸町民環境週間を設ける。

- 2 南三陸町民環境週間は、6月1日から1週間とする。
- 3 町は、南三陸町民環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

(規制の措置)

第 12 条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 町は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(水と緑に恵まれた良好な環境保全及び創造)

第 13 条 町は、人と自然が触れ合う緑豊かなふるさとの形成を図るため、森林、緑地、河川及び海域の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、生物の生息環境及び生育環境に配慮し、在来野性生物及び希少野性生物の保護に努めるものとする。
- 3 町は、農地が有する環境の保全及び創造に寄与する多様な機能を保全し、及び創造するため、農地の有効利用、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 14 条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全を図るために公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

- 2 町は、公園その他の公共的施設の整備等の良好な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第 15 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境教育の振興等)

第 16 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、町民及び事業者がその理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 17 条 町は、事業者、町民又は町民等が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制の整備等)

第 18 条 町は、環境の状況を的確に把握するため必要な監視、測定等の体制を整備するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な環境の状況を定期的に調査するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 19 条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、関係機関及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(県及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 町は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 22 条 町は、その機関相互の緊密な連携及び調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する活動を町民、事業者及び民間団体等とともに推進するための体制を整備するように努めるものとする。

(財政上の措置)

第 23 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第 24 条 町長は、民間団体等が行う環境の保全及び創造に関する活動について、本条例の基本理念等に照らし、その活動の功績が顕著であると認める場合には、これを表

彰することができる。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境審議会を置く。

2 環境審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
(組織)

第26条 環境審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 各種団体の構成員及び関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第27条 環境審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会議)

第28条 環境審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の事務を処理するため、環境対策課内に事務局を置く。

第4章 雜則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

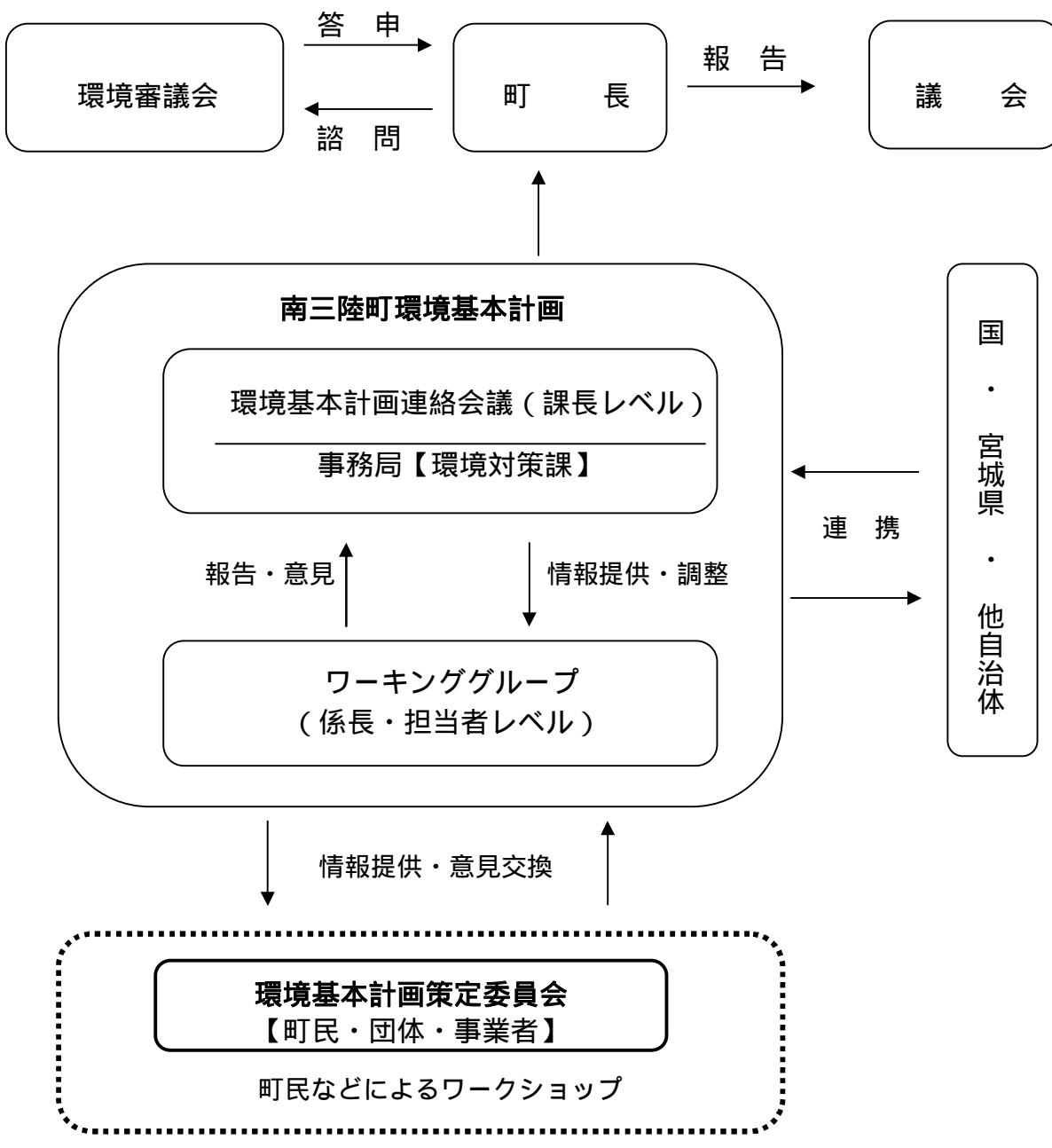
附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

第4 計画策定までの経過

平成 20 年 9 月 10 日	環境基本計画策定の基本方針の決定
平成 20 年 9 月 29 日	環境基本計画策定委員会設置要綱、環境基本計画連絡会議設置要綱、環境基本計画ワーキンググループ設置要綱の告示
平成 20 年 9 月 30 日	環境基本計画策定支援業者との委託契約の締結
平成 20 年 10 月 6 日	環境基本計画策定委員会委員の募集（公募 5 人）
平成 20 年 11 月 7 日	平成 20 年度第 1 回環境審議会（町長から諮問）
平成 20 年 11 月 13 日	環境に関する意識調査票の配布・郵送（町民、小中学生、事業者）
平成 20 年 12 月 10 日	環境に関する意識調査票の郵送（町外在住者）
平成 20 年 12 月 18 日	平成 20 年度第 1 回環境基本計画策定委員会
平成 21 年 1 月 20 日	環境に関する意識調査票の集計及び分析
平成 21 年 2 月 3 日	平成 20 年度第 2 回環境基本計画策定委員会
平成 21 年 3 月 5 日	平成 20 年度第 3 回環境基本計画策定委員会
平成 21 年 3 月 18 日	平成 20 年度第 2 回環境審議会
平成 21 年 3 月 27 日	環境基礎調査及び意識調査に係る報告書の引受け
平成 21 年 5 月 22 日	南三陸町議会民生教育常任委員会所管事務調査
平成 21 年 5 月 29 日	平成 21 年度第 1 回環境基本計画策定委員会
平成 21 年 7 月 8 日	平成 21 年度第 2 回環境基本計画策定委員会
平成 21 年 10 月 16 日	第 1 回環境基本計画ワーキンググループ会議
平成 21 年 11 月 17 日	平成 21 年度第 3 回環境基本計画策定委員会
平成 21 年 12 月 18 日	平成 21 年度第 1 回環境審議会
平成 22 年 1 月 25 日	第 2 回環境基本計画ワーキンググループ会議
平成 22 年 2 月 15 日	環境基本計画連絡会議
平成 22 年 2 月 15 日	平成 21 年度第 2 回環境審議会
平成 22 年 2 月 22 日	環境基本計画（素案）に関する意見の募集（3 月 8 日まで）
平成 22 年 3 月 19 日	平成 21 年度第 4 回環境基本計画策定委員会
平成 22 年 3 月 24 日	平成 21 年度第 3 回環境審議会（町長へ答申）
平成 22 年 3 月 25 日	環境基本計画の決定

第5 計画策定の推進体制



第6 南三陸町環境審議会委員名簿

平成22年3月24日現在

番号	職 名	氏 名	区 分
1	会長	横濱 康繼	学識経験を有する者
2	副会長	高橋 長晴	各種団体の構成員
3	委員	梶原 良磨	学識経験を有する者
4	委員	後藤 一磨	学識経験を有する者
5	委員	三浦 孝夫	学識経験を有する者
6	委員	菅原 辰雄	町議会の議員
7	委員	大瀧 りう子	町議会の議員
8	委員	高橋 兼次	各種団体の構成員
9	委員	阿部 代子	各種団体の構成員
10	委員	高橋 良子	各種団体の構成員
11	委員	堀内 孝広	各種団体の構成員
12	委員	佐藤 毅	各種団体の構成員
13	委員	最知 安男	各種団体の構成員
14	委員	菅原 哲	関係行政機関の職員
15	委員	草刈 宏哉	関係行政機関の職員

第7 南三陸町環境基本計画策定委員会委員名簿

平成20年3月24日現在

番号	職名	氏名	職業又は所属団体	区分
1	委員長	佐々木 守	南三陸商工会	各種団体
2	副委員長	安 部 耕一	宮城県漁業協同組合	各種団体
3	委員	佐 藤 正 浩	漁業	事業者
4	委員	菅 原 俊 浩	農業	事業者
5	委員	阿 部 真 司	商工業	事業者
6	委員	芳 賀 孝 一	林業	事業者
7	委員	大 山 良 信	建設業	事業者
8	委員	阿 部 正 弘	南三陸農業協同組合	各種団体
9	委員	山 内 功	南三陸森林組合	各種団体
10	委員	佐 藤 昭 洋	南三陸町観光協会	各種団体
11	委員	高 橋 祐 香	団体職員	公募
12	委員	遠 藤 修	会社員	公募
13	委員	阿 部 泰 翳	漁業	公募
14	委員	渡 邊 すみ子	商業	公募

佐藤美和氏（公募）は、平成21年9月19日退任